

自社株の評価引き下げのポイント

1. 会社の規模を大きくする。

非上場株の評価方法は、先に述べたように、会社の規模によって大きく変わります。オーナー等の支配株主では、次の3種類の評価方法が適用されます。

! 類似業種比準価額

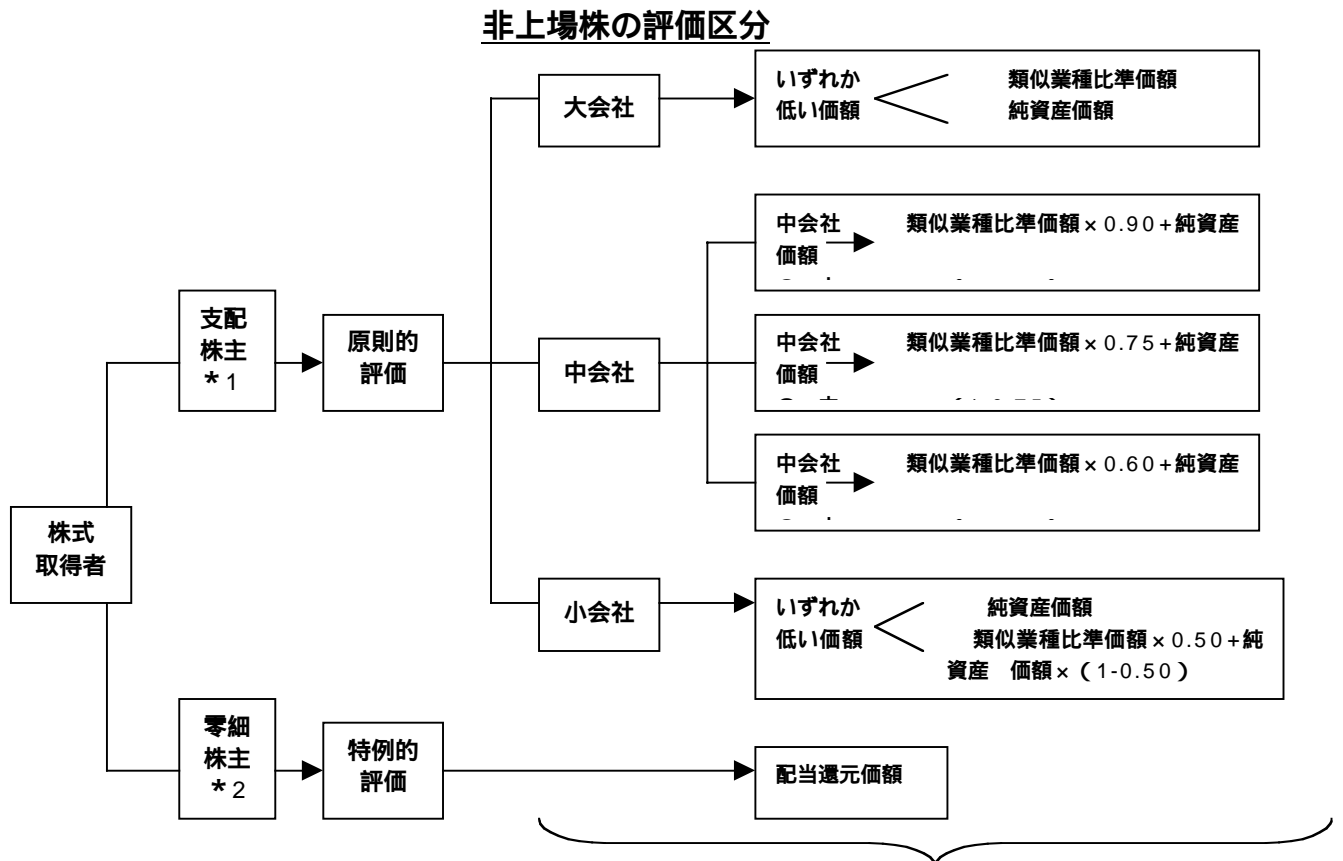
" 純資産価額

! と" の併用方式

一般的には類似業種比準価額の方が純資産価額より、低いとされています。したがって、前回に掲げた表による評価の区分により、類似業種比準価額の比重の大きい会社、いわゆる「大会社」に近いほど、株価は低くなります。

また、表の通り、会社の規模は、! 取引金額（売上高）" 純資産額# 従業員数の基準により、大会社、中会社、小会社の判定を行う事となります。したがって、取引金額（売上高）を増加させる等の対策により、会社規模を大きくする事により、株価を低くすることができます。

また、類似業種比準価額が純資産価額を上回った場合であっても、その場合は低い方の純資産価額で評価されますので、会社の規模を大きくして不利になるということはありません。



株 主 の 区 分

会社規模の区分

- * 1 「支配株主」とは、持株割合が 30%以上の株主グループ（1 グループだけで 50%以上所有している場合は、その 50%以上の株主グループ）をいい、オーナー族はほとんどこれに該当する。
- * 2 「零細株主」とは、支配株主以外の持株割合が少ない者（たとえば従業員株主）をいう。

株式の評価方式と株価の特徴

類似業種比準価額	同業種の上場会社の株価を基とし、1株当たりの配当、利益、純資産の三要素を評価会社（自社）のそれぞれの実績値と比準させて評価する方法。 ただし、この価額が「純資産価額」を上回る場合には、純資産価額が上限となる（つまり、会社規模が大きいほど有利になる）。
純資産価額	評価会社の資産を相続税評価基準によって評価替えをし、これから負債を差し引いた金額（純資産額）を基にして評価する方法。土地などの含み資産が多いほど株価が高くなる。
配当還元価額	評価会社の株式の額面金額に、過去2年間の平均配当率をかけ、10%で割った金額を評価額とする方法。 評価額は「支配株主」の場合より低くなる。

2. 類似業種比準価額を下げる

類似業種比準価額の判定は、「配当」、「利益」、「簿価純資産」の3要素で行います。そこで、類似業種比準価額を下げるためには、その3要素のいずれかを下げる必要があります。

(1) 「配当」を下げる。

「配当」は、直前2年間の平均値をとりますので、2年間無配にする事により、「配当」の要素はゼロになります。

(2) 「利益」を下げる。

「利益」は会社の決算における課税利益をベースに計算しますので、いわゆる、法人の節税対策が大いに効果を上げる要素となります。たとえば、役員退職金の活用が考えられます。

また、短期的、戦略的対策として、次の様な方法が考えられます。

！ 役員退職金を支払う。

" 業績の悪い関係会社、子会社を合併する。

好収益部門を切り離して、後継者の会社に営業譲渡する。

ここでは、！の役員退職金について具体的に検討していきましょう。

役員退職金には、2種類の形態があります。

a 役員を退任しない方法

役員を実際に退任しなくても、次のいずれかの事実があり、役員としての地位や職務の内容が変わるなど、実際に退職したのと同様の事情があると認められるときは退職給与と認められることになります。

イ 常勤役員が非常勤になったこと（代表権のある場合を除きます）

ロ 取締役が監査役になったこと

ハ 報酬が分掌変更前の2分の1未満になったこと

また、非常勤や監査役になったとしても、その退職した役員が実質的に経営上主要な地位を占めていたり重要な意思決定をしていると認められる場合は、退職とは認められません。

b 役員を退任する方法

もう一つは、実際に取締役や監査役を辞任する方法です。これには、2年の任期満了で退任するか、任期の途中で退職する場合とがあります。

以上2つの方法のうち、有利なのはaの役員を退任しない方法だと思われます。この方法だと、例えば社長が非常勤の取締役になった時点で、それまでの勤続年数、功績倍率等を反映した、相当額の役員退職金が受け取れ、次に、死亡時には死亡退職金を受け取る事ができ、退職手当金の非課税枠（相続人1人500万円）を利用する事ができます。

(3)「簿価純資産」を下げる

最後に「簿価純資産」についてみてみましょう。簿価純資産は、資本金と会社が留保した利益の合計額をいいます。したがって、類似業種比準価額の3つの要素のうち、対策が最も困難な要素です。ただし、(2)の利益対策をする事で、結果的に留保利益が減少しますので、前記の役員退職金の支給は「簿価純資産」を引き上げる上にも有効な対策といえます。

3. 純資産価額を引き下げる

純資産価額方式による株価評価をする上で、ここでいう、純資産価額とは、前記の「簿価純資産」と違い、相続税評価上での評価額をいいます。すなわち、資産に含み益がある場合には株価が上昇します。この方式の株価対策としては資産の減少か負債の増加のいずれかという事になります。有効な方法としては、取得価額より相続税評価額の方が低い資

産を借入金によって購入する事が考えられます。

例えば、借入金で土地及び建物を購入する方法です。土地は路線価で評価し、建物は固定資産税評価額で評価しますので、取得価額の30%~40%は低い評価額となります。その借入金との差額は純資産の圧縮になります。仮に、10億円の借入で、土地建物を購入した場合には3億円から4億円の評価減が期待できます。

ただし、購入時から3年以内に相続等があった場合には、その資産は取得価額で評価されるので、早めの対策が必要となります。